



# 島根県報

平成21年11月30日（月）

号外 第 206 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【教委規則】

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	（教育庁総務課）	2
市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	2
市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	3

**教 育 委 員 会 規 則**

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

**島根県教育委員会規則第25号**

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第28条の3第2号中「配偶者（）」を「教職員の扶養親族たる者（条例第16条に規定する扶養親族で条例第17条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び教職員の配偶者（）」に改め、「含む。以下」の次に「この号において」を加え、「（条例第16条に規定する扶養親族で条例第17条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）」及び「及び次条第2号に掲げる住宅」を削る。

第28条の4から第28条の5までを次のように改める。

**第28条の4から第28条の5まで 削除**

第28条の5の2及び第28条の6中「第17条の2第1項第3号」を「第17条の2第1項第2号」に改める。

第28条の7第1項中「実情、住宅の所有関係等」を「実情」に、「、住宅の所有関係等に」を「等に」に改める。

別表第9の3の3級の項中「11,800円」を「11,700円」に改める。

**附 則**

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

---

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

**島根県教育委員会規則第26号**

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年島根県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

附則第10項第1号中「調整基本額」の次に「（市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年島根県教育委員会規則第8号。以下「切替規則」という。）第2条第12号に規定する減額改定対象教職員（以下この項において「減額対象教職員」という。）であるものにあつては、当該調整基本額に100分の99.83を乗じて得た額）」を加え、同項第2号中「調整基本額」の次に「（減額改定対象教職員である者にあつては、当該調整基本額に100分の99.83を乗じて得た額）」を加え、同項第3号中「場合）」を「場合。以下この号において同じ。）」に改め、「調整基本額」の次に「（減額改定対象教職員である者（施行日の前日に次に掲げる場合に該当することとなった場合に減額改定対象教職員である者となることとなる者を含む。）にあつては、当該調整基本額に100分の99.83を乗じて得た額）」を加え、「施行日以後に市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年島根県教育委員会規則第8号。以下「切替規則」という。）」を「切替規則」に改め、同項第4号中「に同日にその者に適用されることとなる調整基本額」を「の額」に改める。

**附 則**

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

---

市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

### 島根県教育委員会規則第27号

市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年島根県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (12) 減額改定対象教職員 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年島根県条例第66号。以下「平成21年改正条例」という。）の施行の日（以下「基準日」という。）において教職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ改正条例附則第7項の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外のものをいう。

第3条に次の1号を加える。

- (7) 施行日以降に改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される教職員でなくなった教職員

第4条第1項各号列記以外の部分中「もの」の次に「（前条第7号に掲げる教職員（第1号に掲げる場合に該当することとなった教職員を除く。）及び第1号に掲げる場合に該当することとなった教職員であって施行日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合（施行日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、施行日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。）に同条第7号に掲げる教職員に該当することとなるものを除く。）」を加え、同項第1号中「（施行日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、施行日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）」を削り、「相当する額」の次に「（減額改定対象教職員である者（基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした教職員を除く。）及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした教職員であって施行日の前日に当該異動があったものとした場合に減額改定対象教職員である者となることとなるものにあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））」を加え、同項第2号及び第3号中「相当する額」の次に「（減額改定対象教職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））」を加え、同項第4号ア中「相当する額」の次に「（減額改定対象教職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額）」を加え、同号イ中「給料月額」の次に「（減額改定対象教職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））」を加え、同項第5号中「応じた額」の次に「に100分の99.83を乗じて得た額」を加え、「当該額」を「当該応じた額に100分の99.83を乗じて得た額」に、「（その）」を「とし、その」に、「額）」を「額とする。）」に改める。

第5条第1項中「、教育委員会」を「教育委員会」に、「額）」を「額とし、当該教職員以外の教職員のうち、減額改定対象教職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等教職員となった教職員のうち施行日の前日に人事交流等教職員となったものとした場合に減額改定対象教職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」に改め、「なるもの」の次に「（第3条第7号に掲げる教職員及び施行日の前日に人事交流等教職員となったものとした場合に同号に該当することとなる教職員を除く。）」を加え、同条第3項中「相当する額」の次に「（減額改定対象教職員にあつては当該給料月額に100分の99.83を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）」を加える。

### 附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。